

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌日
に当たります)

目 次

◇ 規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

保安林の指定の解除予定（二件）
基本測量の終了

町道の改築に関する工事の一部の完了

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告

農業改良普及員資格試験等の合格者

規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「~~四編~~」を「~~四編~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|----------------------|--------------|
| 梅沢産婦人科医 院 | 鳥取市南吉方町三丁目五三二 | 昭和六十一年十月十五日 |
| 渡辺内科医院 | 米子市上福原一八三九一六 | 昭和六十一年十月二十三日 |
| 豊田医院 | 倉吉市東町三五一一八 | 昭和六十一年十月二十五日 |
| 大谷医院 | 八頭郡家町大字宮谷三二一 一五 | 昭和六十一年十月十六日 |
| 梶川薬局 | 八頭郡智頭町大字智頭一六六 四 | 昭和六十一年十月十五日 |
| 橋本歯科医院 | 岩美郡国府町新通り三丁目三 四八一 | 昭和六十一年十月二十日 |
| 菅 医 院 | 西伯郡大山町安原一〇五七 | 昭和六十一年十月十五日 |
| 有限会社増谷慶 一郎薬局元町店 | 境港市元町一七九七 | 〃 |
| 中島整形外科医 院 | 鳥取市新字上大樋井九三一五 | 〃 |

鳥取県告示第九百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥澤見字狼谷一二二五の七・一二二五の八・一二二五の二九から一二二五の二七から一二二五の二九まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二五の六、一二二五の一三から一二二五の一五まで、一二二五の二一、一二二五の二二、一二二五の二六、一二二五の三〇、一二二五の三一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字池田字善坊東平六四二の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(二万五千分の一基本図修正測量)

二 作業地域 八頭郡用瀬町、船岡町、八東町、若桜町、智頭町及び佐治

村

三 終了年月日 昭和六十一年十月三十一日

鳥取県告示第九百六十三号

過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事の一部を完了したので、過疎地域振興特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十号)第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の種類 | 工事の完了の日 |
|-------|---|-------|--------------|
| 桜子宮田線 | 日野郡日南町霞字小田塔尻り一〇八 一三地从先から同町霞字屋敷廻り三六 一三地从先まで | 改 築 | 昭和六十一年九月二十四日 |
| 下黒坂線 | 日野郡日野町野田字中新田二一四一 二地从先から同町野田字ナルタキ井手 下タ一三地从先まで | 改 築 | 昭和六十一年三月三十一日 |
| | 日野郡日野町舟場字野原五〇一一 一地从先から同町舟場字上三河原新田二 八七一一一地从先まで | 改 築 | 昭和六十一年三月三十一日 |

鳥取県告示第九百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画法路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十六日 鳥取県指令受都計三一二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市上味野字曾利

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市下味野二九五―五

石田勇吉

鳥取市下味野二六二

石田秀幸

公 告

昭和61年10月22日から同月24日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和61年11月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

農業改良普及員資格試験合格者

| | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| 若林 一兆 | 杉本 雅和 | 松本 由美 | 河本 敏広 |
| 河本 昌樹 | 加久 正児 | 伊藤絵理子 | 平尾 学 |
| 木嶋 哲人 | 藤原 誠 | 青木 大雄 | 前嶋 幸恵 |
| 前田 喜功 | 松田 悟 | 梶川 和男 | 田中 慎一 |
| 佐藤 寛 | 金田 耕治 | 遠藤 昭宏 | 谷村 英紀 |
| 谷澤 知典 | 岸 寛孝 | 森本 秀浩 | 福井謙一郎 |
| 松田 喜彦 | 三津国泰範 | 石倉 満 | 西山 博行 |
| 石原 俊幸 | 尾崎 孝志 | 前田 聡美 | 榊原 健右 |
| 村上 正徳 | 鈴木 忍 | 伊藤 泉 | 八田 辰也 |
| 生活改良普及員資格試験合格者 | | | |
| 圓山真奈美 | 松本 光代 | 松本 秀子 | 多内由美子 |